

# 宇陀市監査委員告示第1号

令和2年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月26日

宇陀市監査委員 籠谷 順司

宇陀市監査委員 上田 徳

### 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

### 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 総務部 危機管理課、管財課、秘書広報情報課
- (2) 企画財政課 税務課、まちづくり支援課、財政課
- (3) 室生地域事務所 地域市民課
- (4) 市民環境部 保険年金課、菟田野人権交流センター、環境対策課
- (5) 健康福祉部 こども未来課、菟田野こども園、介護福祉課、医療介護あんしんセンター、健康増進課
- (6) 建設部 公園課、建設課
- (7) 市立病院事業
- (8) 農林商工部 農林課、商工産業課
- (9) 教育委員会 教育総務課、文化財課、生涯学習課、中央公民館、大宇陀中学校、榛原西小学校

### 3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
令和2年11月16日（月）	総務部危機管理課、企画財政部税務課
令和2年11月18日（水）	室生地域事務所地域市民課
令和2年11月20日（金）	総務部管財課、健康増進部菟田野こども園
令和2年11月24日（火）	企画財政部まちづくり支援課、市民環境部保険年金課
令和2年11月25日（水）	市民環境部菟田野人権交流センター
令和2年11月26日（木）	健康増進部こども未来課
令和2年11月30日（月）	総務部秘書広報情報課
令和2年12月1日（火）	企画財政部財政課
令和2年12月3日（木）	健康福祉部介護福祉課、健康増進部医療介護あんしんセンター、健康増進部健康増進課
令和2年12月4日（金）	市民環境部環境対策課
令和2年12月17日（木）	宇陀市立病院事業、建設部公園課

令和2年12月24日(木)	建設部建設課
令和3年1月13日(水)	教育委員会教育総務課、教育委員会中央公民館
令和3年1月15日(金)	教育委員会文化財課、教育委員会生涯学習課
令和3年1月19日(火)	農林商工部農林課、教育委員会大宇陀中学校
令和3年1月21日(木)	農林商工部商工産業課、教育委員会榛原西小学校

#### 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等の交付に関する事務
- (5) その他の事務

#### 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れが見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において、各部署における公有財産及び備品の管理状況と財産管理業務状況について監査を実施した。

公有財産及び備品の管理状況については、近年の重要テーマとして、毎年度、台帳整理を指摘している。今年度においては、台帳整理が行われていることを確認できたものの、備品台帳については、台帳と現品の照合実施日、実施者、照合を完了したことを確認した者が台帳に明記されてなく、公有財産台帳については、登記時期及び内容などが記載されていない台帳が多く見受けられた。

備品においては、備品台帳と備品管理システムに記録されている

内容及び現品については、常に照合しておかなくてはならないとされており、定期的な備品台帳との照合に努められるとともに、いつ、誰が備品照合を実施したのか台帳上に明記されたい。

公有財産台帳については、適正に管理し有効に活用するためにも、必要な情報を入手し、計画的に台帳整備に努められたい。

また、今回の定期監査において、作業服の購入に係る事務手続きにおいて不適切な処理が行われていたため、全課に被服貸与の状況を把握するため、被服貸与台帳の提出を求め監査を行った。

被服を購入貸与している部署については、職員被服貸与規程に基づき管理されていることが確認できたが、一部の部署で被服の購入貸与をしているが、被服貸与台帳による管理がされていなかったため、是正するよう指摘した。

被服貸与台帳を備え付け、常に貸与品の貸与状況を把握し、明らかにしておかなければならない。全ての部署において、被服貸与規程に基づき適切な管理に努められたい。

また、前年度の定期監査結果報告書に対する措置状況を把握するため報告を求めたところ、報告をされない部署が散見された。

地方自治法第199条第14項の規定で、改善等の措置を講じた場合は、当該措置内容を監査委員に通知することとされている。

対応されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりであるが、改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

## (1) 収入に関する事務

### ア 収入未済額の滞納処理について

#### 【商工産業課】

土地建物貸付収入に係る収入未済額の対応について確認したところ、自己破産しているため消滅時効期間満了の時を待って不納欠損の手続きを行うとのことであった。

不納欠損処理については、債権管理を確実に行った上で法に基づき行われるものであり、未納者の状況を適確に捉え、安易な欠損・時効による欠損とならないよう、十分徴収努力を尽くし、明確な根拠の基に適正な処理に努める必要がある。

慎重かつ厳正に対処されたい。

## (2) 支出に関する事務

### ア 需用費の支出について（指示事項）

#### 【農林課、地籍調査課】

作業服等の消耗品購入において、入札を免れるために分割さ

れた予算執行手続きとなっている事案が見受けられた。

業者選定に係る平等性や経済性を考えると、不適切な予算執行手続きである。監査時において口頭で指摘したが、根拠法令を遵守し、業者選定から支出までの手続きを適正に行われたい。

また、他部署の予算執行手続きにおいても散見されるため、適正に予算執行手続きを行われたい。

#### イ 還暦野球大会及びインカレ野球大会の支出について

##### 【観光課】

平成29年度からの定期監査指摘事項であるが、宇陀市還暦野球大会及びインカレ野球大会における運営費の一部を市が負担していること、また、大会の運営についての市のかかわり方等についての検討及び改善を求めており、現在の措置状況を確認したところ、明確な報告を受けることができなかった。

指摘事項に係る検討がなされたかは不明であり、具体的な報告がないため前年度に引き続き対応を求めるものである。

指摘事項は、そのまま放置され、その経緯は最早限界を超えており、「放置」ではなく「無視」と捉えざるを得ない。その根底からの速やかな対応を求める。

#### (3) 契約に関する事務

##### ア 随意契約の手続きについて

##### 【まちづくり支援課、秘書広報情報課】

空き家総合対策業務に係る特定非営利活動法人空き家コンシェルジュへの業務委託や情報セキュリティ対策支援業務に係るoffice YAMASHITA 株式会社への業務委託における随意契約について、業者情報の把握をするため、財務状況、経歴や業務実績等の書類を求めたが保管されておらず、確認できなかった。

契約締結の前に、どのような法人・企業であるのか、過去の実績、信頼性等、業者情報を把握することは必要不可欠である。

随意契約手続きについて、基本的なところで見直しを求めたい。

#### (4) その他の事務について

##### ア 現金の管理について

##### 【室生地域事務所、こども未来課、菟田野こども園、中央公民館、教育総務課、大宇陀中学校、榛原西小学校】

つり銭や使用料、PTA 会費や学級費、給食費等の現金の取り扱いについて、宇陀市公金外現金取扱要綱に基づく現金の取り扱いとなっているが、郵券類管理簿や金庫管理簿等の帳簿様式

や事務処理方法に統一性がないことが確認できた。

地域事務所、こども園、中央公民館、学校等の単位で帳簿と事務処理方法を統一し、適切に管理されたい。

#### 【危機管理課】

奈良県消防協会宇陀支部の現金の取扱いについて、宇陀市公金外現金取扱要綱に基づく現金の取扱いとなっているが、現金の取扱い運用についてはルールがないことを確認した。

適正に運用する上で、内規や規程等の策定をされたい。

#### イ 備品の管理について

【秘書広報情報課、室生地域事務所、管財課、菟田野人権交流センター、こども未来課、環境対策課、健康増進課（診療所）、介護福祉課、医療介護あんしんセンター、建設課、公園課、農林課、商工産業課、教育総務課、大宇陀中学校、榛原西小学校、生涯学習課、文化財課、中央公民館】

備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、主管課である管財課指導の下、備品管理要綱（平成21年宇陀市訓令第13号）に基づき、概ね適正に備品管理が行われていることが確認できた。しかし、備品台帳には台帳と現有備品との照合を実施した日や照合実施した者、照合を完了したことを確認した者の明記がされていなかった。

備品の管理については、宇陀市備品管理要綱において、備品台帳と備品管理システムに記録されている内容及び現有備品を常に照合しておかなくてはならないとされている。

定期的な備品台帳との照合に努められるとともに、備品の照合をいつ、誰が実施したのかを台帳に明記されたい。

なお、昨年度実施した定期監査にて指摘しているが、管財課においては、部署によって管理方法に差が生じないように統一的なマニュアルの策定を検討されたい。

また、教育総務課においても、市内の小中学校における備品管理について、学校によって管理方法に差が生じないよう統一的なマニュアルの策定を検討されたい。

#### 【宇陀市立病院】

昨年度までの指摘事項であるが、備品管理の状況を確認したところ、有形固定資産台帳に登載されていない備品についての台帳整理が進んでいないことが判明した。

備品については、公金で購入しており、その管理については、公金同様、厳格に管理する必要があると考える。

備品の管理について、適切に実施されたい。

**【危機管理課】**

新設の機庫における備品管理状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたが、備品台帳を確認できなかった。

宇陀市消防団再編計画に基づき、消防団機庫の建設が行われ、機庫は消防団が管理しているが、公有財産である以上、宇陀市財産規則及び宇陀市備品管理要綱に基づき、厳格に備品を管理する必要がある。

備品台帳を作成し、適正に管理されたい。

ウ 公有財産の管理について

**【危機管理課、室生地域事務所、管財課、環境対策課、健康増進課、菟田野人権交流センター、こども未来課、介護福祉課、農林課、商工産業課、中央公民館、生涯学習課】**

公有財産台帳の整備状況を把握するため、公有財産台帳の提出を求めたところ、台帳は整理されているものの、一部の部署で管理施設の登記時期や取得原因が記載されていない台帳が見受けられた。

公有財産の状況は、常に明らかにしておかなければならないものであり、宇陀市財産規則に基づき適切に台帳整理を行う必要がある。

適正に管理し有効に活用するためにも、必要な情報を入手し、計画的に台帳整備に努められたい。

エ 土地の賃貸借契約書について

**【危機管理課】**

財産の管理状況を把握するため、土地賃貸借契約書を確認したところ、契約書における目的と現状とが一致しない事例が見受けられた。

宇陀市消防団再編計画に基づき、分団の統廃合等再編が進められているが、再編に合わせて関係書類の整理が必要である。改善されたい。

オ 被服貸与台帳について

**【全庁】**

作業服の購入に係る事務手続きにおいて不適切な処理が行われていたため、全課に被服貸与の管理状況を把握するため、被服貸与台帳の提出を求めたところ、被服を購入貸与している部署については、市職員被服貸与規程に基づき、被服貸与台帳を

備え、管理されていることが確認できた。しかし、一部の部署において被服を購入し職員に貸与をしているものの、被服貸与台帳による管理がされていなかったため、是正するよう指摘した。

職員被服貸与規程第9条において被服貸与台帳を備え付け、常に貸与品の貸与状況を把握し、明らかにしておかなければならないとある。

被服貸与規程の基づき適切な管理に努められるとともに、計画的な被服貸与を進められるよう努められたい。

#### (5) まとめ

今年度から、地方自治法の一部改正により宇陀市監査基準を策定し、その基準による監査を実施してきたところである。

監査において例年指摘していることであるが、年度末における必要度の低い消耗品などの駆け込み購入や、熟思の感じとれない前年度踏襲型の支出負担行為が散見される。

宇陀市職員である限り、その事務の執行については、地方自治法において「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることを肝に銘じていただきたい。

奈良県から財政状況が悪い団体に改善を促す「重症警報」が発令されている現況下において、特に管理職職員に求められることは、よりコスト意識を持った事務執行や管下職員の指導・育成であり、宇陀市の将来を見据えたトータルマネジメントを求めるとともにその職責を十分に果たすことを望むものである。